

君津市環境審議会議事録

日時 令和6年7月17日(水)午後1時00分

場所 君津市役所9階 議会全員協議会室

【君津市環境審議会】

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1)新井総合施設株式会社君津環境整備センターの視察について

(2)新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議について(答申)

4 その他

5 閉会

◎ 出席委員 11名

三浦 道雄(※) 保坂 好一 石上 塁 天笠 等 大和 ヒロシ
鈴木 喜計(※) 北川 竜司 天笠 寛 石井 信幸 舘本 良司
藤田 一哉

※議題(2)のみ出席

◎ 欠席委員 4名

山口 仁 堀内 和親 中野 勝 茅野 雅義

◎ 出席職員 9名

市長 石井 宏子(一時退席)
経済環境部長 竹内 一視
経済環境部 次長 石山 英樹
経済環境部環境保全課 課長 小松 毅
〃 調査規制係長 川嶋 高平
〃 環境施策係長 一田 和敏
〃 主事 鈴木 祐麻
〃 主事 板倉 世緯
経済環境部環境グリーン推進課 環境グリーンアドバイザー 大竹 一宏

- ◎ 公開又は非公開の別 議題(1) : 公開 ・ 非公開
議題(2) : 公開 ・ 非公開

◎ 非公開とする理由 議題（１） : 君津市審議会等の会議の公開に関する規則
第４条第１項第１号に基づき非公開

◎ 傍聴者 ３名（定員６名）

【議題（1）については非公開】

【議題（2）】

（川嶋係長）

皆様、新井総合施設株式会社君津環境整備センターの現地視察お疲れ様でした。大変遅い時間になってしまいましたが、これからまた審議の方、よろしく願いいたします。

進行を務めさせていただく、環境保全課 川嶋と申します。

よろしく願いいたします。

本日の出席委員は、委員総数15名のところ11名で、半数以上が出席されておりますので、君津市環境審議会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立することを報告します。

なお、本日の審議会については、新井総合施設株式会社君津環境整備センターへの視察が議題1であり、この視察には同社の企業情報が含まれることから、君津市審議会等の会議の公開に関する規則第4条第1項第1号に基づき、非公開としておりますが、視察後の議題2につきましては公開としております。

会議録につきましては、後日、市のホームページで公開されますので、ご了承願います。

それでは、配布資料について確認させていただきます。本日の配布資料として、会議次第、両面印刷で委員名簿、事務局職員名簿、席次表、前回会議の論点整理資料を机の上に置かせていただいております。資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

また、本日の出席委員及び出席職員については、名簿と席次でご確認をお願いいたします。

ここからの会議は、先ほど申し上げましたとおり公開となり、本日の傍聴者は3名おりますので、これから入室することをご了解願います。

（ 傍聴者の入室 ）

（川嶋係長）

それでは始めに、先日の審議会において諮問させていただき、委員の皆様からご意見をいただいたところをございますけれども、いただいたご意見を取りまとめ、論点を整理した「第1回君津市環境審議会における諮問に対する論点整理」、こちらをお手元にご用意ください。

それでは、以降の進行につきましては、君津市環境審議会規則第3条により、保坂会

長に議長をお願いいたします。

(保坂議長)

皆様、視察についてはお昼から大変ご苦労様でございました。そして視察に行かなかった方々、時間が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。これから議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題2に入りたいと思います。

新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議について、7月3日に市長から諮問を受け、当審議会で審議いたしました。その際の委員の皆様からいただいた意見について、本日論点を整理しております。審議の上、答申案を作成したいと思います。

まず、整理した論点について事務局から説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(保坂議長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった内容について、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

今日は皆様とご一緒できず、大変失礼しました。

実は今、君津市の中で大きな問題となっているのは、知事が許可した件に対して市長と市議会は反対を表明しているという事態でありますよね。なぜ反対をしているのかというと、第1期処分場の内部について、保有水が非常に高い位置に地下水面ができてしまっていて、それが抜けていかず、法定事項ではありませんがその中に塩化物イオンが入っているというような事象になって、行政処分じゃなくて本当は指導だと思うんですけども、こうして長きに渡っていろいろな問題が起きているというわけです。

今回、事業者が申請したことについて、千葉県の方から意見を求められているのは、土壌汚染対策法に基づく要措置区域から出てくる汚染土砂を最終処分場に入れていいか、ということについてですが、それ以前の問題として、今入ってしまった第1期処分場の問題、これをどう解決するのかということについての議論というのは、今回の案件とは基本的に違うと思いますので、まだ話に出ていなかったと思います。

聞くとよければ、去年の12月ぐらいに千葉県からそういうようなものが出ているということでもあります。良い機会ですので、事業者の言い分として、どういうロードマップなのかということをおの審議会に教えていただければと思います。

(小松課長)

昨年12月に、事業者が千葉県に第1期埋立地改善工事計画書というものを提出いたしました。簡単に説明させていただきますと、第1期の埋立地を改善するに当たって、目標を3段階に設定して行うということでございます。第1段階としては、天頂部の一部を掘削し、埋立地内部の水位を低下させる。第2段階としては、残りの区画において

も更なる掘削を実施し、保有水の移動性が小さい箇所の滞水エリアを解消する。第3段階としては、土堰堤の遮水工等を第3期処分場同様の性能に向上させ、新たに埋立し直すという計画であり、第1段階の期間は3年から5年程度を事業者は見込んでいますが、現時点では、第2、3段階の期間については、第1段階の状況を見ながらということですので、今のところこういうふうにやりますというの示されていないというような状況でございます。

(鈴木委員)

ありがとうございました。要は、事業者としては3年から5年を考えているということのようですね。この問題に3年あるいは5年の時間が掛かってしまうんですよ。今の第1期処分場の問題をおざなりにして、第3期処分場に新たな汚染土壌を搬入しようという許可を求めているということですよ。第1期処分場の改善を行うことが先決ではないかと思うのは僕だけではないと思います。いかがでしょうか。

(小松課長)

市といたしましても、新井総合の問題に関して、第1期処分場の改善というのが一番の大きな課題であり、第1期の改善が速やかにかつ確実に行われるということが一番であるというふうに認識しております。

(鈴木委員)

ありがとうございました。そういうことも踏まえて、論点は整理されていると思います。例えば、2枚目の頭のところにあるやつですけども、全て中間処理を行ってから搬入することが理想である、これが本来の姿なんです。一定量毎に検査を行うことで基準を遵守していることを確認すべきではないかという意見、僕が申し述べましたけども、本来的に言うとそうなんです。管理型最終処分場というのは、例えば焼却灰を埋めることができるわけですよ。焼却灰には有害物質が入ったりしてますよ。そういうものも全部検査して、そして前回話がありました第二溶出量基準以下であることを保証した上で埋めると。埋立行為というのは埋立事業者が行うものですから、埋立事業者には課せられる義務として、廃棄物処理法上では処分基準というのがあるんです。先ほど言いましたように、第二溶出量基準以下のものでなければならないということに関して、第三者、要は排出者が分析したものに相乗りしていいか悪いかというのは、僕は結構疑問だと思うんですね。埋立事業者自らがそのことを保証して、私たちが埋めているものは基準値以下のものですよということを示さなければ、リスクマネジメントなんかできないんですよ。産業廃棄物の最終処分場というのは、まさにリスクマネジメント産業だと思っています。そういうところで考えたときに、前回の論点整理でかなり整理されているんですが、やはり本質的には中間処理を行うべきだと思っているんですけども、少なくとも、第1期処分場というものが問題を起こしている現況にありながら、第1期処分場のごみを第3期処分場に持って行くのに、3年から5年かかります、でもその後は状況次第です、というのは、果たして事業者にとってリスクマネジメントをするという考えがあるのか、いささか疑問だと言わざるを得ないというふうに僕は考えております。少なくとも第3の2処分場の中に持って行くのは、新たに地中から出てくる廃棄

物であったり、汚染土壌であったりするのではなくて、第1期処分場のものを出して綺麗にしてから、第3期処分場にごみを入れて汚染土壌を入れるというのは、論点整理の中に書いてあるように、その段階で協議したらいいんじゃないでしょうか、というふうに思いますね。

(保坂議長)

今の意見ですけども、委員の方々に同様に感じている方がいらっしゃいましたらお願いします。

ないようでしたら、これは意見として求めるということでもよろしいでしょうか。それとも一度事務局に何か意見を求めますか。

(鈴木委員)

基本的には前回からの続きを話したもので、この審議会の中で答申をまとめるに当たってそういうことも盛り込んでおいた方がいいんじゃないかという、僕自身の意見として申し上げました。

(石山次長)

鈴木委員、貴重なご意見ありがとうございました。確認させていただきたいのが、現在、第3の2処分場がもうすぐ竣工しようとしておりますが、既に第3の1処分場10万㎡、それと第3の2の1処分場19万㎡は、廃棄物処理業の許可が出ており、普通のごみが入っております。これから第3の2の2処分場という192万㎡の器にごみが入る許可がいよいよ出そうだという状況になっておりますので、今のままで行くと、外部から普通に廃棄物が入るところです。そこは当然、業としてごみを入れて収益を上げるということが1つございます。併せて、第1期処分場の改善工事により、第1期処分場から発生する収益にならないごみを並行して第3の2の2処分場に入れるというところになろうかと思えます。ただ、1期に入っているのはごみだけではなくて、当時許可を取って覆土材として使用した汚染土壌も入っておりますので、それらの混合物が第3の2の2処分場に入るところでございます。

前回までの論点整理で私どもの認識としましては、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の許可が出たとする時に、当然、第1期処分場に入っている汚染土壌が第3の2の2処分場に入れられることになるわけですが、並行して外部から収益になる汚染土壌を入れるのはどうなのかというご意見が出たというふうに理解しております。一応確認ですが、そういうことでよろしいですか。今のご意見ですと、第1期処分場の改善工事が全部終わらないと外部のごみを入れるのもいかなものかというようにも思ったんですけど。

(鈴木委員)

正論を言えば後者ですよ。入れるなという話なんだけども、現実的に業を行っているわけですから、収益を上げなければいろいろなことができないというのであれば、並行するのも場合によっては止む無しなのかなと思うんですけども、その止む無しが先行して3年も5年もかかるんだったら、やる気はあるのかと言いたいんですよ。

これは僕の意見ですが、先ほど申し上げましたように並行することはやむ無しとする

んだけれども、やはり問題を起こしているところの片付けが先ではないでしょうかというふうなところで、皆さんと合意が取ればいいなと僕は思っているところでもあります。

(小松課長)

補足でございますが、3年から5年というのは、第1段階が3年から5年ということで、第2、3段階っていうのは今のところ分からないというところでございます。

(石山次長)

すいません。鈴木委員の方からいろいろご意見いただいたんですけども、私どもとしても、現在事業者が全部で3段階の計画を出されていて、そのうちの第1段階だけで3年から5年かかると。第2段階、第3段階については第1段階を検証しないとわからないといったような計画なんですけれども、やはり今は第1期処分場の改善対策を最優先にしなければいけないというのが私どもの考えではあるわけなんですけれども、そういう中で、より実効性とか計画性のあるものが必要なんじゃないかなというところで受け止めさせていただきました。

(鈴木委員)

今、君津市で大きな課題となっている問題を、収益を上げながらきちっと短時間で片づけてほしいというふうに思ってます。

(天笠 寛委員)

今日は視察をさせていただきまして、第1期処分場の経験を活かして第2期、第3期というふうに進んでいるというお話は聞きました。これは非常にいいんだろうなと。私たちが生活しているということは、どうしてもごみは出るもので、どこかで処分しなければいけないという現実は見ていかなければいけないのかなというようなことで、現実として第1期処分場のことをずっとやっていて収益が上がらなくて会社が潰れてしまったら、それこそ大変なことになるなというふうに感じたので、その辺はあまり第1期処分場のことを早くしろということばかりではなく、少し大きな目というか、ちゃんと将来的なことを考え、現実としてごみは生活している皆が出しているということを忘れてはいけないなというふうに思いながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

これは一応意見として述べさせていただきます。

(石上委員)

意見というかちょっと確認というか、事務局でも専門家の鈴木さんでもいいですけど、この3年から5年というのが先ほど言われたようにちょっと長いなとは思いますが、本来であればどれくらいでやってしかるべきなのかというのをお聞きしたいなというところをお願いいたします。

(鈴木委員)

結論から言ってしまうと、実はやる気なんです。先ほど、天笠委員からもお話があり

ましたように、金が入ってこなくちゃ仕事が出来ないという話であれば収益を上げつつやるんですけれども、本当にやる気だったら今の蓄財を全部使ってもやるという業者もいます。前回も話しましたが、僕は土壤汚染対策法の指定区域あるいは要措置区域から土を出すこともありますが、全て中間処理をして、そして最終処分に出してもらいます。黙って最終処分に出すようなことは一切ありません。それはなぜかという、僕が排出者となります。そこで汚染が起きたら、排出者責任、私が責任を問われるんです。廃棄物処理法はそうできています。ですから、中間処理以外はやりません。

前回もお話しましたように、土壤汚染対策法というのは決められた区域の10mメッシュとか30mメッシュとか、そのエリアを全部同じものとして見てしまうんです。実際汚染が起きているところは工場の取り扱い施設の直下、垂れ流しをしたところなんです。それで、地下水まで汚染が広がっているところが指定区域あるいは要措置区域なんです。ですから、基準の数百倍とか数千倍が当たり前に出てくる濃度なんです。それが基準の10倍以下であるはずがないんです。ですから、僕のオペレーションではリスクヘッジとして、必ず中間処理をします。

一方で僕は環境デュー・ディリジェンスもやっています。国内外でやってます。要は、それぞれの事務所がM&Aをするだとか、営業権譲渡をするだとか、工場を切り離すなんていう時にどれくらいの環境汚染のリスクがあるか、金勘定と時間を出してくれということをやっています。実は自分でできるのは僕しかいません。これは金の使い方次第です。

要はあるものを全部使えば3年で全て終わるような話だと思いますけれども、そうすると積み立てたものを全部取り崩すわけですよ。それはもうやりたくないですよ。ですから汚染土壌という非常に薔薇色のものを受け入れながら、従業員の給料も払いつつということであれば、3年から5年がいいっていう、3段階に分けた内の1段階分が3年から5年ですよ。2段階、3段階についてはいつまでとは書いてないですよ。そのままいくと10年とかになっちゃうと思うんですね。今、君津市が置かれている立場というのを考えた時に、君津市と処分場との力関係で君津市が非常にまずい立場にいると思うんですね。そういうことを考えた時に、3年が半年でも1年でも前倒しできたらいいなと思っておりまして、手枷足枷をかけるわけじゃありませんけれども、その全部持って出るまでは汚染土の搬入ということについては言及しない方が、環境をやるものとしてのポリシーだと思っています。ですから、時間はいくらでも短縮できます。長くすることもできます。要は短時間でやってくれということとお金がかかるんですよ。それと本当にそれだけお金があるかどうかということもありますので、短時間でもできるんですけれども、いろんな経済的なバランスだとか、そういうこと見た上での言い方だろうというふうに思うわけです。

(天笠 等委員)

前回の審議会、そして今回現地を見て、その中で2つ思ったことがありまして、1つは、4期、5期のようなお言葉がこの間鈴木さんからあった時に、私は専門家じゃないので環境の細かいことは分からないんですけれども、今この許される範囲の中で一旦区切りというか、そこを答申の中に一言入れることによって、今現在は新井総合さんがいるので、ある程度はそういった部分でいろんな検査とかいろんなことが行われていて、

良いと思うんですけども、物って必ず壊れるし朽ちていくんですよ、いくらどんなに丈夫なシートをやったとしても。じゃあこの先の未来のどこかでそういったものが出たときに誰が責任を取ってどうするのって。100年後、150年後かもしれない。どこかで区切りをつけて線を引いてっていう部分はあってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。具体的な現状のうんぬんかんぬんなんて専門家じゃないので分かりませんが、そこだけは答申に入れていただければというふうに思ったのと、今日新井総合さんがもしも倒産してしまったときに準備金を積み立てていると聞いた。要はこれとはとんでもない事業で、経済的な面ですごく大きなことが行われているんだなというふうに思ったんですね。単純に考えると、そのときの市税って、例えば法人市県民税でも利益がすごい上がれば当然大きな収益になる。一体市税はこれでどれだけ取れているのかという部分がどうなっているのかをふとと思って。逆にそういったものがあまり取れていないようであれば、そういった方策、施策なんかはないのかなと。それはまあ政治的な部分もあるかもしれないですけども、そういった中でやっぱり市県民税、非常に市の財源としての部分で当然大きなものですから、その辺をあれだけの商売をやっている、当然どこかに払うわけですから、だったら君津市に払ってよ、みたいな部分が盛り込まれたらとてもいいんじゃないかと。

その2つだけ思ったので、言わせてもらいました。

(保坂会長)

ありがとうございます。区切りをつけるということは非常に必要かと思えます。またそういったのは答申の中で含んでいただければと思えます。

(竹内部長)

天笠委員のご意見は、先ほどの鈴木委員のご意見とリンクする部分があろうかと思えます。理解といたしまして、第1期処分場の改善事業の目鼻を、現在の中で完結をさせるような、そういうイメージのご発言をされたのかなというふうに理解いたしました。それと、先ほどの鈴木委員の第1期の実効性の確保ですか、その辺等含めて当審議会の論点の1つとしたらどうか、というふうに受け止めさせていただきましたので、皆様よろしければそのようなことを案として検討させていただいて、ご提示させていただきたいというふうに考えます。そしてまた、市税の面でご意見ございましたけども、現在、新井総合の本社につきましては、先ほどご視察いただいた怒田地先に移していただいておりますので、そういう面では一定のそういう確保には繋がっているのではないかと。市税情報ですので、私もその辺の確実な情報は収集しておりませんが、現在本社は怒田地先にあるということをご理解いただければというふうに思います。

(保坂会長)

ありがとうございました。そのような形で答申をまとめるということですが、他にございませんか。

(委員から異議なしという発言あり)

(保坂議長)

ないようですので、審議を一旦終了とします。本日の内容、7月3日の審議会における審議内容を踏まえ、直ちに事務局で答申案を作成し、皆様にご確認いただいた上で、市長に答申することによろしいでしょうか。

(委員から異議なしという発言あり)

(保坂議長)

ありがとうございます。それでは、事務局に答申案の作成をお願いしたいと思います。ここで答申案作成のため暫時休憩とします。再開は追って連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局が答申書案作成のため退室)

(事務局が答申書案を各委員に配布)

(保坂議長)

それでは再開いたします。事務局より、答申書案が配布されておりますので、内容について事務局からの説明を求めます。

(事務局から答申書案の説明)

(保坂議長)

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたが、内容について、皆様いかがでしょうか。

(委員から異議なしという発言あり)

(保坂議長)

それではこの内容をもって、当審議会の答申といたします。
答申書を作成いたしますので、また暫時休憩とさせていただきます。

(事務局が各委員に諮問書の写しを配布)

(石井市長入室)

(保坂議長)

それでは再開いたします。答申書の作成が完了いたしましたので、委員の皆様には写しを配布させていただいております。

ここで、本審議会から市長への答申を行います。

(川嶋係長)

それでは、恐れ入りますが、会長及び市長は会長席前へお進みください。

(保坂会長が諮問書を読み上げ、石井市長に手交)

(保坂議長)

本日、予定しておりました議題は以上となりますので、ここで君津市環境審議会の議長の職を解かせていただきます。

本日は視察、そして審議会と、長時間にわたりましてありがとうございました。そして、ご協力ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

(川嶋係長)

保坂会長には、長時間にわたり議事の進行をいただき、ありがとうございました。それでは、市長からお礼の言葉を申し上げます。

(石井市長)

環境審議会委員の皆様には、第1回の会議から引き続き慎重な審議を賜り、答申をいただいたことに、感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

また、本日はご視察もいただいたということでありがとうございます。

新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議については、皆様からいただいたご意見を踏まえて、今後の事務を進めてまいります。

いただきました答申には、第1期処分場の改善工事を目的とする新たな処分場の増設は断じて認められないことから、とございます。第1期処分場の改善工事をしっかりと図っていただき、そして、適切な第3の2の2処分場の稼働をされるよう、私どもとしてもしっかり見守ってまいりますので、引き続き皆様のご協力をいただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今後もより一層のご指導、ご鞭撻を賜るようお願い申し上げます。簡単ですが、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

(川嶋係長)

次第の「5 その他」につきましては、事務局から特別連絡事項はありませんので、省略をさせていただきます。

それでは、本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

また、現地視察の方もありがとうございました。
本日は以上を持ちまして、君津市環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。

《午後5時55分終了》